農用地利用集積等促進計画認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）から令和８年10月20日付けで申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第５項の規定に基づき次のとおり認可した。

なお、当該認可に係る農用地利用集積等促進計画は、滋賀県農政水産部みらいの農業振興課および各農業農村振興事務所農産普及課において、公告日から１か月間縦覧に供する。

令和８年(2026年)10月30日

滋賀県知事　　三日月　大造

１　農用地利用集積等促進計画の概要　　別紙のとおり。

２　認可年月日　　令和８年(2026年)10月30日